

平成29年度猟期延長について

都道府県	対象鳥獣	開始日	終了日	備考(①対象地域、②正式決定)
北海道	エゾシカ	9月15日	4月15日	①猟区のみ
		10月1日	3月末日	①一部可猟区域 市町村によって開始日、終了日が異なるので別紙PDF「エゾシカ可猟区域図」参照
青森県	ニホンジカ	11月1日	3月末日	①全県 ②9月末予定
岩手県	ニホンジカ イノシシ	11月1日	3月末日	①県内全域 ②10月下旬頃予定
宮城県	ニホンジカ イノシシ	11月15日	2月末日	①一部地域
		11月15日	3月末日	①一部地域(わな猟及び止めさし)
秋田県				延長なし
山形県	イノシシ	11月15日	3月末日	①全県
福島県	ニホンジカ イノシシ(イノブタ含む)	11月15日	3月15日	①全県
新潟県				延長なし
茨城県	イノシシ	11月15日	3月末日	①全県(3/16～3/31の期間は、わな猟のみ。止めさし含む。)
栃木県	ニホンジカ・イノシシ	a) 11月1日	11月14日	①ニホンジカ:9市町、イノシシ:20市町(わな及び止めさしを目的とした銃のみ)
		b) 2月16日	2月末日	①ニホンジカ:8市町、イノシシ:9市町
		c) 2月16日	3月15日	①ニホンジカ:1町、イノシシ:11市町
群馬県	ニホンジカ イノシシ	11月15日	2月末日	①全県
埼玉県	ニホンジカ イノシシ	11月15日	3月15日	①一部地域(2/15～3/15はわな猟のみ)
千葉県				延長なし
東京都	ニホンジカ	11月15日	2月末日	①一部地域のみ(奥多摩町、青梅市、檜原村、日の出町、あきる野市及び八王子市の一部)
神奈川県	ニホンジカ	11月15日	2月末日	①全県
山梨県	ニホンジカ イノシシ	11月15日	3月15日	①全県
静岡県	ニホンジカ イノシシ	11月1日	3月15日	平成29年度からわな猟・銃猟共に猟期を延長する。但し、ニホンジカ・イノシシのみ。
富山県	ニホンジカ イノシシ	11月1日	3月末日	①全県(特例休猟区含む) 11/1～11/14 わな猟のみ(銃器による止めさし可)
石川県	ニホンジカ イノシシ	11月1日	3月末日	①全県
福井県	ニホンジカ イノシシ	11月1日	3月15日	①全県(但し、銃の使用は、わな猟及び止めさしのみとする)
長野県	ニホンジカ イノシシ	2月16日	3月15日	①全県 ②10月下旬 オリ・わなによる狩猟(但し、狩猟者登録をされている方が「止めさし」に限り銃器を使用することは可能)
岐阜県	ニホンジカ	11月1日	3月15日	①全県 ・11/1～11/14までの猟法 わな猟(箱わなはツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けたものに限る)及び銃猟 (止めさしに限る) ・2/16～3/15までの猟法 わな猟(箱わなはツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けたものに限る)及び銃猟 ※休猟区での狩猟 県内の全ての休猟区で狩猟可能。(休猟区内に設置する箱わなは、全期間ツキノワグマが 抜け出せる脱出口を設けたものに限る)
	イノシシ			
愛知県	ニホンジカ イノシシ	11月15日	3月15日	①一部地域(第2種特定鳥獣管理計画区域内のみ)
三重県	ニホンジカ イノシシ	11月1日	3月15日	①全県
滋賀県	ニホンジカ イノシシ	11月1日	3月15日	①全県
京都府	ニホンジカ イノシシ	11月15日	3月15日	①全府
大阪府	ニホンジカ イノシシ	11月15日	3月15日	①全府
兵庫県	ニホンジカ イノシシ	11月15日	3月15日	①全県
	ツキノワグマ	11月15日	12月14日	①本州部のみ ②正式決定は9月中旬～下旬
奈良県	ニホンジカ イノシシ	11月15日	3月15日	①全県
和歌山県	ニホンジカ イノシシ	11月1日	3月15日	①全県
鳥取県	ニホンジカ イノシシ	11月1日	2月末日	①全県
島根県	ニホンジカ イノシシ	11月1日	2月末日	①県全域(但し、隠岐島を除く区域に限る)

都道府県	対象鳥獣	開始日	終了日	備考(①対象地域、②正式決定)
岡山県	ニホンジカ イノシシ	11月15日	3月15日	①全県 ※当該獣種の狩猟期間延長については、第二種特定鳥獣管理計画で定めてあり、当該計画の期末(平成34年3月31日)までは、同様である。
広島県	ニホンジカ イノシシ	11月15日	2月末日	①全県
山口県	ニホンジカ イノシシ	11月1日	3月31日	①全県
徳島県	ニホンジカ イノシシ	11月15日	3月15日	①全県
香川県	ニホンジカ イノシシ	11月15日	3月15日	①全県
愛媛県	ニホンジカ イノシシ	11月1日	3月15日	①全県
高知県	ニホンジカ イノシシ	11月15日	3月15日	①全県
福岡県	ニホンジカ イノシシ	11月1日	3月15日	①全県
	イノシシ	10月15日	4月15日	①全県(はこわな使用及び止め刺しのための銃器使用。当該はこわなにニホンジカが捕獲された場合は同様の扱い)
佐賀県	イノシシ	a) 11月15日	3月15日	①全県
		b) 11月1日	3月末日	①全県(はこわな使用及び止めさしのために銃器を使用する方法に限る)
長崎県	ニホンジカ イノシシ	11月15日	3月15日	①全県
熊本県	ニホンジカ イノシシ	11月1日	3月15日	①全県
大分県	ニホンジカ イノシシ	11月1日	3月15日	①全県(1日の捕獲制限なし)
宮崎県	ニホンジカ	11月1日	3月15日	①狩猟期間延長区域のみ
	イノシシ			①全県
鹿児島県	ニホンジカ イノシシ	11月1日	3月15日	①一部地域のみ
沖縄県				延長なし

※一般的な狩猟期間は北海道以外は11月15日～2月15日まで。北海道は10月1日～1月31日まで。

※詳細については、各都道府県にご確認ください。

平成29年度のエゾシカ狩猟について

● 可猟期間の制限内容

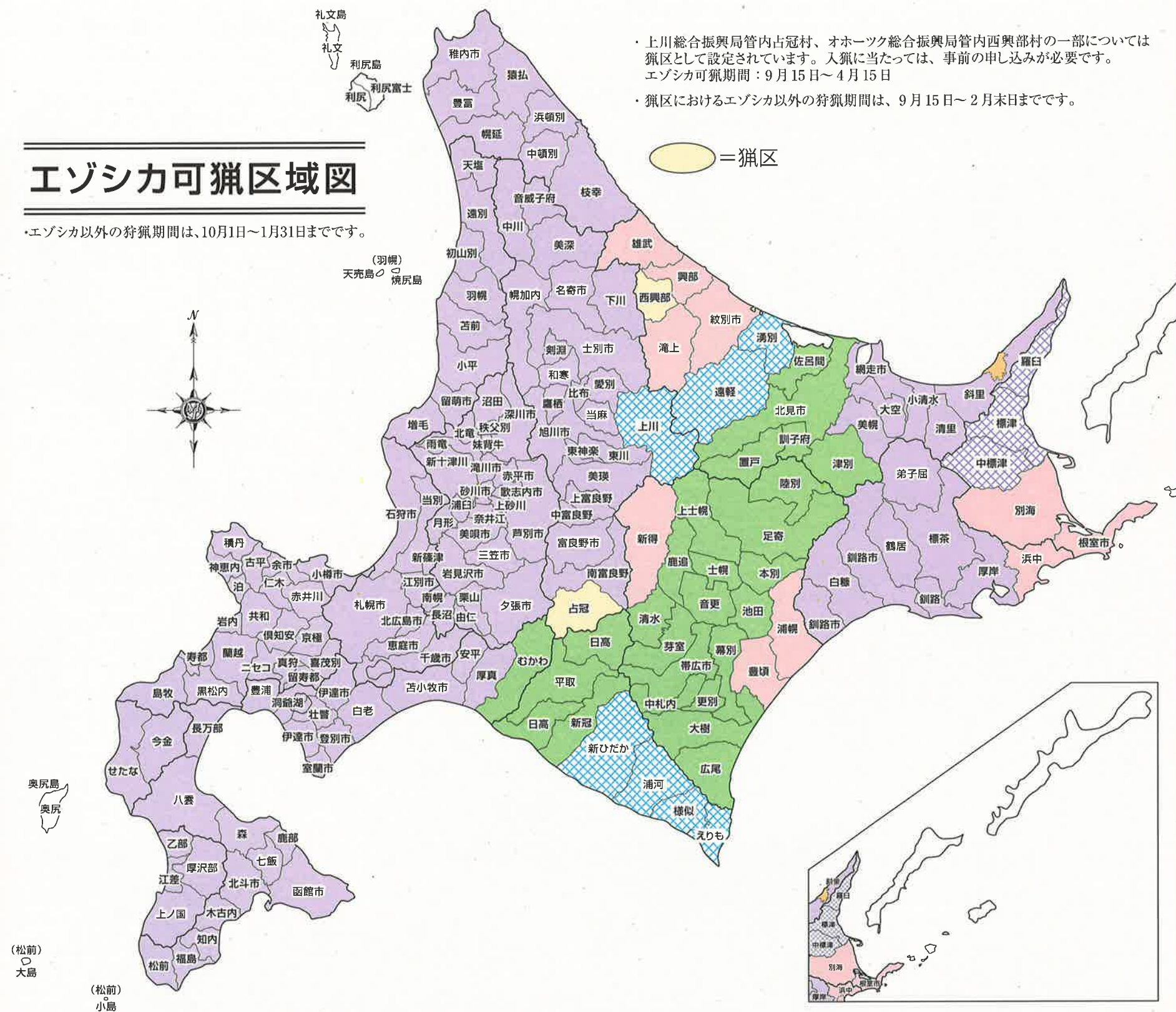
次の区域ごとに、可猟期間が異なっているので注意すること。

可猟区域	可猟期間	振興局	市 町 村
A区域	10/1 ～ 3/31	空知	夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
		石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
		後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
		胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町
		渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
		檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、今金町、せたな町
		上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
		留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町（離島を除く）、初山別村、遠別町、天塩町
		宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町
		オホーツク	網走市、美幌町、斜里町（一部を除く）、小清水町、清里町、大空町
釧路		釧路市、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	
B区域	10/1～1/31	根室	中標津町、標津町、羅臼町
C区域	10/21 ～ 3/31	日高	新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
		上川	上川町
		オホーツク	湧別町、遠軽町
D区域	10/21 ～ 2/28	胆振	むかわ町
		日高	日高町、平取町、新冠町
		オホーツク	北見市、佐呂間町、津別町、訓子府町、置戸町
		十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、定寄町、陸別町
		オホーツク	紋別市、滝上町、興部町、雄武町
E区域	10/21 ～ 1/31	十勝	新得町、豊頃町、浦幌町
		釧路	浜中町
		根室	根室市、別海町
		オホーツク	斜里町（一部）
F区域	10/1～1/4 1/18～2/1 2/15～2/28	オホーツク	西興部村（猟区）
		上川	占冠村（猟区）
猟区	9/15～4/15		

※ 一人1日当たりの捕獲頭数の上限
メスシカ:制限なし オスシカ:制限なし(ただし、12月1日以降の銃猟については、1頭)
※ 「鳥獣保護区」や「エゾシカ捕獲禁止区域」などの規制地域がありますので、「鳥獣保護区等位置図」を十分確認してください。

エゾシカ可猟区域図

・エゾシカ以外の狩猟期間は、10月1日～1月31日までです。



・上川総合振興局管内占冠村、オホーツク総合振興局管内西興部村の一部については、猟区として設定されています。入猟に当たっては、事前の申し込みが必要です。
エゾシカ可猟期間：9月15日～4月15日
・猟区におけるエゾシカ以外の狩猟期間は、9月15日～2月末日までです。

発行：北海道環境生活部環境局生物多様性保全課 札幌市中央区北3条西6丁目
☎ 011-204-5205